

## 独自基準通所型サービスの構築に向けて

## 【基本となる考え方】

項目	説明
サービス内容	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業 ・ミニデイサービス ・運動、レクリエーション活動
実施方法	事業者指定
ケアマネジメント	ケアプラン、モニタリング
市町村の負担方法	1 回ごとの出来高払い又は月ごとの包括払い
基準	人員などを緩和した基準
単価	国が示す単価を下回る単価で市町村が設定 (出来高払いも可だが月の合計は当該単価以下)
事業者への支払方法	国保連経由で審査・支払
サービス提供者	雇用労働者 ボランティア

## 【現行相当サービスとの関係について】

○独自基準サービスを整備した場合でも、現行の通所介護相当サービスは残るが、メインの利用は独自基準サービスとなる。

○必要な場合は、現行の通所介護相当サービスとの併用は可能。

## ○現行の通所介護相当サービス提供の考え方

- ・既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース。
- ・「多様なサービス」の利用が難しいケース、不適切なケース。
- ・専門職の指導を受けながら集中的に生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース。

表 15 サービスの基準のイメージ（例）

訪問型サービス(第一号訪問事業)の基準			
	現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※1 常勤・専従1以上</li> <li>・訪問介護員等 常勤換算2.5以上</li> <li>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>・サービス提供責任者</li> <li>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※2</li> <li>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</li> </ul> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 専従1以上</li> <li>・従事者 必要数</li> <li>【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】</li> <li>・訪問事業責任者(仮称) 従事者のうち必要数</li> <li>【資格要件:従事者に同じ】</li> </ul> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者 必要数</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> <li>(現行の基準と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、個別サービス計画の作成</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>

※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たっての参考例。

### 通所型サービス(第一号通所事業)の基準

通所型サービス(第一号通所事業)の基準			
	現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員 専従1以上</li> <li>・看護職員 専従1以上</li> <li>・介護職員 15人 専従1以上</li> <li>15人～ 利用者1人に専従0.2人以上</li> <li>(生活相談員・介護職員の以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員 1人以上</li> </ul> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 専従1以上</li> <li>・従事者 ~15人 専従1以上</li> <li>15人～ 利用者1人に必要数</li> </ul> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者 必要数</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供するために必要な場所</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> <li>(現行の基準と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、個別サービス計画の作成</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>

※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たっての参考例。

- ① 現行の介護予防訪問介護等に相当するサービス
  - ・ このサービスに係る指定事業者の指定に当たっては、国が示す介護予防訪問介護等に相当するサービスの基準による。
  - 改正法附則第 13 条の経過措置に基づき総合事業の指定を受けたとみなされる事業者に対しては、国が省令で定めた基準・単価の例による。
- ② 緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）
  - ・ 緩和した基準によるサービスの実施に当たっては、指定事業者によるサービス提供と、委託によるものが想定される。

(指定事業者によるサービス提供)

- ・ 指定事業者の指定に当たって遵守すべき基準はサービス内容に応じ市町村が定める。
  - ・ 具体的に考えられる基準の例については、訪問型サービス、通所型サービスについて、参考として、それぞれ表 15 のとおり示す。
- ※ 指定事業者についても、総合事業を実施するに当たっては、国で定める「必ず遵守すべき基準」として以下の4つの基準を遵守する必要があることから、市町村においてはこれらの基準を必ず指定事業者の指定に係る基準として規定する（(4) サービスの基準を参照）。
- 事故発生時の対応
  - 従事者又は従事者であった者による秘密保持
  - 従事者の清潔保持と健康状態の管理
  - 廃止・休止の届出と便宜の提供

(委託による実施：受託者が適合すべき基準)

- ・ 市町村が委託により実施するに当たって、市町村から委託を受けた受託者が適合すべき基準（「厚生労働省令で定める基準」）は、以下のとおり規定している。（施行規則第 140 条の 69）
- 訪問型サービス、通所型サービス及びその他の生活支援サービスは、サービスの実施に当たって、国で定める「必ず遵守すべき基準」に基づき、総合事業を実施できること
  - 第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）を行う者は、地域包括支援センターの設置者であること（指定居宅介護支援事業者への一部委託も可能）
- ・ 「必ず遵守すべき基準」の具体的な項目については、以下を規定している。（施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項）
- 事故発生時の対応
  - 従事者又は従事者であった者の秘密保持
  - 従業者の清潔保持と健康状態の管理
  - 廃止・休止の届出と便宜の提供

③ 住民主体による支援（訪問型サービスB、通所型サービスB）

- ・ ボランティアによる支援については、その自主性等にかんがみ、主に補助（助成）によることを想定している。その基準においても、同様にその自主性を尊重しつつ設定することが望ましく、最低限の基準としては、「必ず遵守すべき基準」※に基づき実施することを想定している（表 14）。（施行規則第 140 の 62 の 3 第 2 項）
- ※ 「必ず遵守すべき基準」の具体的な項目については、前述のとおり。
- ・ サービスの提供主体は補助（助成）を受ける事業者となるが、総合事業の実施に当たっては、「必ず遵守すべき基準」に基づいて実施することが必要であることから、補助金（助成金）の交付条件等として当該基準を遵守するよう定める必要

がある。

- ④ 保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス（訪問型サービスC、通所型サービスC）
- ・ 当該サービスも、市町村の地域の実情や考え方に応じて、実施されるものであり、その基準等についても市町村において独自に定める。国で定める「必ず遵守すべき基準」は、市町村がそれぞれに定める基準に含めて実施する。
  - ・ 市町村の直接実施や委託による実施を行うことが想定される。委託による実施における基準については、前述のとおり。また、直接実施においても同様であり、総合事業として実施するためには、上述の「必ず遵守すべき基準」を満たすことが必要となる。

○ なお、総合事業によるサービス提供に当たって、個人情報保護という観点から、総合事業を実施する場合には、「従事者又は従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること」とされている。そのため、市町村においては、当該基準を遵守するために、事業者等に対する委託契約や指定における基準、補助の条件として、当該基準を遵守することを定めることとなる。

○ 予防給付においては、「従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない」とされているが、当該規定は、指定介護予防サービス事業者に対して遵守すべき基準として課せられているものであり、従業者が個人情報を漏洩した場合も、あくまでも事業者の指定が取り消されるだけであり、その従業者に対して罰則等が課せられるものではない。

この点、予防給付も総合事業も同様であり、サービスを提供する事業者等は、サービスに従事する者との契約により、個人情報が漏洩しないよう担保するものである。

(5) 給付と一体的に実施する場合における給付の基準緩和

○ 総合事業を実施するに当たっては、引き続き介護サービス事業者が、要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供することも想定されることから、要介護者に対する介護給付の基準について、要支援者等に対する総合事業を同一の事業所において一体的に実施する場合には、基準緩和策を設けている。

(現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスと一体的に実施する場合)

➤ 従業者の専従義務について、総合事業を実施する場合に緩和しているため、改正法第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定める第一号訪問事業又は旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定める第一号通所事業の人員及び設備基準を満たすことをもって、給付の基準を満たす。

(緩和した基準によるサービスと一体的に実施する場合)

➢ プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とする。

**訪問型サービスと訪問介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準**

	現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)と一体的に実施
人員	○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修等修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。 【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 3人以上	○訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数、サービス提供責任者は要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(波線部分) ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2、※3 【資格要件:介護福祉士、実務者研修等修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。 ※3 要介護者の処遇に影響がないよう配慮。 【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 1人以上+必要数(市町村の判断)	○基準の緩和はない。 ※他のサービスと同様、管理者は支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 また、最低基準を下回らない範囲で職員が活動に関与することは可能。
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	・必要な設備・備品	
運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・衛生管理等 ・秘密保持等	・提供拒否の禁止 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	

(注) 介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。

<参考>

	現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)
人員	○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修等修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。	・管理者※ 専従1以上 ・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 ・訪問事業責任者(仮称) 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者と同じ】 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	・従事者 必要数
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品		・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備・備品
運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の運営の保持・健康状態の管理 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の運営の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・従事者の運営の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供

(注) 訪問型サービスを訪問介護以外の介護サービス(小規模多機能、特養等)と同一敷地内で行う場合は、支障がない場合(入所者の処遇に影響がない場合に)、管理者(施設長)及び最低基準を下回らない範囲で、訪問型サービスの従事者との業務が可能

**通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準**

	現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)と一体的に実施
人員	○現行と同様、従事者が専従要件を満たしているときのみ、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす(波線部分) ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の0.1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 一介護職員 4人以上	○従事者が専従要件を満たしているときのみ、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(波線部分) ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の0.1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 一介護職員 2人以上+必要数(市町村の判断)	○基準の緩和はない。 ※他のサービスと同様、管理者は管理上支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 また、最低基準を下回らない範囲で職員が活動に関与することは可能。
設備	○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品		
運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・衛生管理等 ・秘密保持等	・提供拒否の禁止 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	

(注) 介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。

<参考>

	現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)
人員	○現行と同様、従事者が専従要件を満たしているときのみ、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす(波線部分) ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の0.1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	○従事者が専従要件を満たしているときのみ(波線部分) ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に必要数 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	・従事者 必要数
設備	○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす ・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所 ・必要な設備・備品
運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の運営の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の運営の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・従事者の運営の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供

(注) 通所型サービスを通所介護以外の介護サービス(小規模多機能、特養等の空きスペースの活用)においては、支障がない場合(入所者の処遇に影響がない場合に)、管理者(施設長)及び最低基準を下回らない範囲で、通所型サービスの従事者との業務が可能

# 総合事業のサービス

## 訪問型サービス

	国の基準による訪問型サービス (これまでの介護予防訪問介護と同じサービス)	<b>新設</b> 市の独自の基準による訪問型サービス 「いきいき支え合いヘルパー事業」
提供する人	訪問介護事業所のヘルパー	★訪問介護事業所のヘルパー ★武蔵野市福祉公社、シルバー人材センター等に所属する武蔵野市認定ヘルパー* *市が指定する研修を修了したヘルパー
内容	掃除、洗濯、食事の準備や調理等の生活支援 ※自分で行うことが難しい生活上の支援を行います。 ※家族のための家事や日常的な家事の範囲を超えることについてはサービスの対象となりません。	
提供時間/回	内容により異なります。	45分～60分/回
自己負担/月 (目安) *1割負担の場合	<b>月毎の定額の利用料</b> ★週1回程度の利用が必要な場合 1,291円/月 ★週2回程度の利用が必要な場合 2,581円/月 ★週2回程度を超える利用が必要な場合 4,093円/月 ※初回時には加算があります。	<b>利用回数に応じた利用料になります</b> ★訪問介護事業所のヘルパー おおむね1,105円程度 ★武蔵野市福祉公社、シルバー人材センター等に所属する武蔵野市認定ヘルパー おおむね884円程度 ※金額は月4回の利用の場合 ※初回時には加算があります。

\*利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

## 通所型サービス

	国の基準による通所型サービス (これまでの介護予防通所介護と同じサービス)	<b>新設</b> 市の独自の基準による通所型サービス	<b>新設</b> 短期集中機能訓練
提供する事業所	通所介護事業所		老人保健施設、クリニックなど
内容	運動機能向上プログラム等により身体機能の維持、改善を図ります。 ※施設により内容は異なります。		3か月間、リハビリ専門職(理学療法士・作業療法士、柔道整復師など)による筋力向上訓練を実施し、身体機能の改善を図ります。
提供時間/回	施設により異なります。	1時間30分以上3時間未満/回 もしくは 3時間以上/回 ※施設により異なります。	1時間程度/回 (週1または2回)
自己負担/月 (目安) *1割負担の場合	<b>月毎の定額の利用料</b> 要支援1: 1,759円/月 要支援2: 3,607円/月 ※個別サービスの利用により加算があります。	<b>利用回数に応じた利用料になります</b> 1,384円～1,636円/月 ※利用時間、送迎の有無によって金額が異なります。 ※個別サービスの利用により加算があります。 ※月4回利用の場合	1,300円～2,600円/月(予定) ※回数によって金額が異なります。

\*利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

トップページ > 介護保険 > 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険

～ 高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるように ～



- ▽ サービス事業所
  - ▶ 市内の事業所
  - ▶ 関連リンク

- ▽ 介護保険制度
  - ▶ 介護保険事業計画
  - ▶ 介護保険料

- ▽ 要介護認定
  - ▶ 要介護認定について
  - ▶ 認定の状況
  - ▶ 要介護認定などの申請書

- ▽ 介護保険サービス
  - ▶ 居宅サービス
  - ▶ 施設サービス
  - ▶ 地域密着型サービス
  - ▶ 権利擁護等利用助成
  - ▶ 費用負担の軽減

- ▽ 介護予防・日常生活支援総合事業
  - ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業
  - ▶ 介護予防・生活支援サービス事業
  - ▶ 一般介護予防事業

- ▽ 事業所向け情報
  - ▶ 地域密着型サービスの変更届
  - ▶ 基準該当居宅サービスの変更届
  - ▶ 総合事業の指定等
  - ▶ 総合事業の変更届及び体制届
  - ▶ 事故・感染症報告
  - ▶ 苦情・相談処理の報告様式
  - ▶ 過服申立
  - ▶ 介護職員処遇改善加算について

》 介護予防・生活支援サービス事業

印刷用ページを表示する 掲載日:2015年6月25日更新

介護予防・生活支援サービス事業は、「訪問型サービス」と「通所型サービス」で構成されています。

対象者はチェックリスト該当者と要支援1または2の人です。

訪問型サービス

ホームヘルパー等が自宅を訪問し、調理や掃除などを利用者と一緒に行うなど、利用者が自分で行えることが増えるように支援します。

サービスの類型と対象者

本市では訪問型サービスとして、現行の介護予防訪問介護に相当するサービスと緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)があります。

対象者はチェックリスト該当者と要支援1または2の人です。

自己負担のめやす(1か月につき)

現行相当サービス

要介護度	内容	サービス費用	サービス費用の1割
要支援1・2	週1回程度の利用	11,680円	1,168円
	週2回程度の利用	23,350円	2,335円
要支援2	週2回程度を超える利用	37,040円	3,704円

チェックリスト該当者は、サービス利用の頻度に応じて上記のいずれか

緩和した基準によるサービス

要介護度	内容	サービス費用	サービス費用の1割
要支援1・2	週1回程度の利用	9,340円	934円
	週2回程度の利用	18,680円	1,868円
要支援2	週2回程度を超える利用	29,630円	2,963円

チェックリスト該当者は、サービス利用の頻度に応じて上記のいずれか

☆ 通所型サービス

デイサービスに通い、食事や入浴の支援、看護師による健康チェックなどの「基本サービス」のほか、利用者の目的に合わせた「選択的サービス」が受けられます。

サービスの類型と対象者

本市では通所型サービスとして、現行の介護予防通所介護に相当するサービスと緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)、住民主体によるサービス(通所型サービスB)があります。

対象者はチェックリスト該当者と要支援1または2の人です。

自己負担のめやす(1か月につき)

現行相当サービス

基本サービス

--	--	--	--

要介護度	サービス費用	サービス費用の1割	食費
要支援1	16,470 円	1,647 円	屋食 630円
要支援2	33,770 円	3,377 円	

事業対象者(チェックリスト該当者)は、サービス利用の頻度に応じて上記のいずれか

食費は、上越市に所在する通所サービスの平均的な額です。実際の費用は施設によって異なります。

選択的サービス

要介護度	サービス費用	サービス費用の1割
運動器機能向上	2,250円	225 円
栄養改善	1,500円	150 円
口腔機能向上	1,500円	150 円

緩和した基準によるサービス

基本サービス

要介護度	サービス費用	サービス費用の1割
要支援1	13,170円	1,317円
要支援2	27,010円	2,701円

事業対象者(チェックリスト該当者)は、サービス費用の頻度に応じて上記のいずれか

選択的サービス

要介護度	サービス費用	サービス費用の1割
運動器機能向上	2,250円	225 円
栄養改善	1,500円	150 円
口腔機能向上	1,500円	150 円

住民主体によるサービス(介護予防教室)

理学療法士や健康運動指導士などの有資格者による運動指導や脳トレを行います。

1回の参加費は200円程度です。

このページに関するお問い合わせ先

高齢者支援課  
〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号  
高齢者支援課  
Tel:025-526-5111  
Fax:025-526-6115  
☒ お問い合わせはこちらから

[☛ このページの先頭へ](#)